

売店出店場所貸付事業者募集要項

1 趣旨

売店出店場所の貸付けについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び南那須地区広域行政事務組合自動販売機及び売店の設置に係る行政財産貸付要綱（平成23年2月2日組合格程第1号）に基づき、売店の出店及び運営ができる事業者（以下「設置者」という。）を入札により決定し、設置者との間に南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）の行政財産貸付場所の賃貸借契約を締結することにより、施設の効用を高め、施設利用者の利便性の向上と組合の財源確保を図ることを趣旨として実施します。

2 施設の概要

(1) 名称

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院（以下「病院」という。）

(2) 所在地

栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号

(3) 診療科目

内科、循環器内科、脳神経内科、小児科、外科、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科

(4) 病床数

130床

(5) 外来患者数

220人/日（令和8年1月平均）

(6) 職員数

約250人（派遣職員、委託職員等を含む）

3 売店出店概要等

(1) 出店場所

病院内1階ロビー（詳細は別添配置図参照）

(2) 出店面積

約17.9㎡

※ 一部待合部分を含みますので、営業時間外は備え付けのシャッター内で商品の保管をしていただきます。（事前に確認をお願いします。）

(3) 売店運営の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間（更新なし）とします。

ただし、賃貸物件の一部または全部を使用する必要性が生じた場合など、業務運営上の理由で契約を解除する場合があります。

(4) 営業日

年中無休を基本とします。（3連休以上の休業は認めない。）

※ 休業する場合は、事前に連絡のうえ周知は業者が行うこととする。

(5) 営業時間

月曜日から金曜日までは午前9時から午後6時まで、日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前12時から午後6時

までとします。

(6) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて設置者の負担において行うこととします。

(7) 設備等

- ① 法令等で設置を義務付けられている設備等は病院で設置します。
- ② シャッター(1か所)・給排水設備(1か所) 設置して有ります。
- ③ 外線電話は、内線電話機を設置して有ります。
- ④ 冷蔵庫、陳列棚等の業務に必要な備品等は、設置者が準備して下さい。

(8) 販売商品

- ① 食品・飲料水(弁当、おにぎり、パン、お菓子、ドリンク類等)
- ② 日用雑貨(下着、寝巻き類、マクス、タオル等)
- ③ 食卓用品(コップ、はし、スプーン、調味料等)
- ④ 洗浄用品(洗剤、石鹼、シャンプー等)
- ⑤ 衛生材料、洗顔用品、雑誌、書籍、新聞、栄養補助食品、文具
- ⑥ 各種取り次ぎサービス
- ⑦ その他、病院または利用者が希望する商品等

(9) 販売を禁止する商品

- ① アルコール類、タバコ類
- ② 県青少年健全育成条例にかかるような雑誌類

(10) 衛生管理

設置者は、商品の衛生管理に十分注意を払うとともに、問題が発生した場合は、設置者が責任を持って解決にあたるものとする。

また、従業員に対して必要な感染予防対策を講じること。

(11) 廃棄物の回収

売店営業に伴い発生した廃棄物の回収は、設置者が責任を持って行うこと。

(12) 従業員の駐車場

売店営業にあたっての従業員の駐車場は用意しないので、設置者において確保してください。ただし、商品等の補充のための駐車場は、事前に病院担当者と協議をしてください。

4 売店出店等の貸付条件

(1) 契約の形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、組合の行政財産の一部を貸し付ける賃貸借契約です。

(2) 貸付料

- ① 毎月の売店の売上明細を報告していただき、入札書(組合財務規則様式第36号)に記載された提案貸付料率を乗じた金額とします。

なお、売上実績額は、公開する場合があります。

- ② 貸付料の納入については、組合が発行する請求書により、当該請求書で指定する日(その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日)までに、組合に納入していただきます。

(3) 電気料

貸付場所に係る電気料は、病院全体の電気料に、病院全体の電気使用量に対する当該貸付場所の子メーターの使用量の割合を乗じた額とし、指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、組合に納入していただきます。

(4) 権利譲渡等の禁止

- ① 本件賃貸借契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはなりません。
- ② この契約に基づく売店出店場所貸付事業の全部又は主たる部分を第三者に委託してはなりません。

(5) 原状回復

借受人は、貸付期間が満了、または貸付契約が解除された場合は、自らの負担により原状回復すること。ただし、貸付期間満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に復することなく、引き続き使用することができます。

5 最低提案貸付料率

10.0%（毎月の売上実績額に対する貸付料の率）

6 入札方法

入札書に記載する貸付料率は、小数点以下第1位まで記載してください。

7 その他

この要項に定める事項のほか、営業に際して必要な事項が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとします。

【参考】

年間売上額 約8,160,000円（令和6年度報告額）